

京都市（市役所）における工事に係る主要種目の等級格付の概要（令和6年度格付）

1 概要

京都市（市役所）の工事に係る競争入札参加有資格者のうち、主要7種目に登録しており、京都市内に本店（主たる事務所）がある中小企業を対象に、等級格付を行っています。

対象種目に係る競争入札に参加するためには、通常は、工事の予定価格に対応した等級に格付されていることが必要です。（格付ではなく、施工実績等を入札参加要件とする場合もあります。）

対象種目	土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事、解体工事
------	-----------------------------------

※ 登録・格付は1種目のみ可能です。（土木工事と建築工事に限り、両方登録・格付できます。）

2 格付期間

4月から翌年3月までの1年間

3 格付の方法

格付期間の前年度（以下「前年度」といいます。）の秋季に郵送で申請を受け付け、審査のうえ、経営事項に係る点数と京都市評価事項に係る点数を合計した総合点数等により等級格付を行い、等級と総合点数を前年度末にお知らせします。

(1) 経営事項に係る点数

前年度10月末において、国又は京都府からの結果通知書があり、かつ、有効期間（決算日から1年7か月間）内である経営事項審査に係る総合評定値

総合評定値×1

※ 結果通知書が前年度11月1日以降の日付である場合は、格付申請に使えません。

※ 3月31日決算である場合は、経営事項審査の有効期間は1年7か月後の10月30日までで、10月末時点では無効ですから、その直後の格付申請に使えません。

※ 格付種目と同じ名称の「建設工事の種類」が対象です。（ただし、土木工事種目では「土木一式」、建築工事種目では「建築一式」が対象です。）

(2) 京都市評価事項に係る点数

ア 前年度10月末までの6年7か月間に工期を終えた京都市（市役所・住宅供給公社）発注工事（対象種目に係るもの）の成績の平均（小数点以下切捨て）

(成績の平均－60)×5

※ 成績の平均が60未満である場合は、0点とします。

※ 令和6年度等級格付では、工期末が平成29年4月～令和5年10月の工事です。

※ 随意契約、単価契約を除きます。

※ 工事に類する業務委託を除きます。（ただし、造園工事種目では、通年で実施する造園工事に類する業務委託（令和6年度は、街路樹等育成管理業務委託、公園緑地樹木育成管理、七瀬川樹木管理等業務委託）を対象とします。）

※ 格付種目と同じ名称の種目の工事が対象です。（ただし、土木工事種目では、土木工事種目、鋼橋梁工事種目及びPSC工事種目の工事が対象です。）

イ 前年度10月末までに契約した京都市（市役所・住宅供給公社）発注工事（対象種目に係るもの）の1件最高施工額（当初契約金額。JVの場合は出資比率であん分）

	評価点
500百万円以上	200点
400百万円以上 500百万円未満	185点
300百万円以上 400百万円未満	170点
200百万円以上 300百万円未満	155点
100百万円以上 200百万円未満	140点
90百万円以上 100百万円未満	130点
80百万円以上 90百万円未満	120点
70百万円以上 80百万円未満	110点
60百万円以上 70百万円未満	100点
50百万円以上 60百万円未満	90点
40百万円以上 50百万円未満	80点
30百万円以上 40百万円未満	70点
20百万円以上 30百万円未満	60点
10百万円以上 20百万円未満	50点
9百万円以上 10百万円未満	45点
8百万円以上 9百万円未満	40点
7百万円以上 8百万円未満	35点
6百万円以上 7百万円未満	30点
5百万円以上 6百万円未満	25点
4百万円以上 5百万円未満	20点
3百万円以上 4百万円未満	15点
2百万円以上 3百万円未満	10点
1百万円以上 2百万円未満	5点
1百万円未満	0点

※ 随意契約、単価契約を除きます。

※ 工事に類する業務委託を含みます。

ウ 京都市（市役所）の対象種目の競争入札参加資格の継続年度数

	評価点
51年以上	50点
41年以上 51年未満	40点
31年以上 41年未満	30点
26年以上 31年未満	25点
21年以上 26年未満	20点
16年以上 21年未満	15点
11年以上 16年未満	10点
6年以上 11年未満	5点
4年以上 6年未満	3点
4年未満	0点

※ 格付種目と同じ名称の種目の参加資格が対象です。

エ 前年度10月末までの1年間の京都市（市役所・住宅供給公社）の競争入札参加停止期間

参加停止月数（1か月未満切上げ）×▲10点（上限▲360点）

オ SDGsに資する取組

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 前年度10月末時点での対象種目に係るISO9000シリーズの認証取得

10点

※ 格付種目に係る部署等が認証対象である必要があります。

- 前年度10月末時点で官公需適格組合として中小企業庁の証明を受けている組合

10点

- 前年度10月末時点での対象種目に係るKES又はISO14000シリーズの認証取得

10点

※ 格付種目に係る部署等が認証対象である必要があります。

- 前年度6月1日時点での障害者法定雇用率の達成

10点

- 前年度10月末時点での災害発生時応急協定締結団体への加入

	評価点
京都市（市役所）と締結している団体に加入	10点
京都市（市役所）と締結しておらず、京都府と締結している団体に加入	5点

- 前年度10月末時点での次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出

5点

- 前年度10月末時点で結果通知を受けている経営事項審査に係る提出書類における対象種目に係る監理技術者、施工管理技士、1級・2級建築士の資格を有する女性技術者の雇用

5点

※ 格付種目に係る部署等の女性技術者が対象です。

- 前年度10月末までの4年7か月間の暴力団不当要求防止責任者講習の受講

10点

※ 令和6年度格付では、受講日が平成31年4月～令和5年10月です。

- 前年度10月末時点での京都市消防団協力事業所の認定

10点

(3) 点数以外の要件

ア 前年度10月末時点での対象種目に係る特定建設業許可

	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事
A等級	特定	特定	特定	特定	特定	特定
B等級	特定	特定	特定	特定	特定	
C等級	特定	特定				

イ 前年度10月末時点で結果通知を受けている対象種目に係る経営事項審査に係る提出書類における監理技術者数

	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事
A等級	5人以上	5人以上	2人以上	2人以上	2人以上	2人以上
B等級	2人以上	2人以上	1人以上	1人以上	1人以上	
C等級	1人以上	1人以上				

※ 監理技術者は、監理技術者講習を受講している必要があります。

ウ 昇格・降格等の取扱い

格付待機期間 (舗装工事以外)	京都市内に本店(主たる事務所)を有する中小企業として舗装工事以外の対象種目に登録した年度・翌年度は格付を行いません。 ※ 待機期間中も格付申請は必要ですが、結果通知は行っておりません。
格付待機期間 (舗装工事)	京都市内に本店(主たる事務所)を有する中小企業として舗装工事種目に登録した年度・翌年度・翌々年度は格付を行いません。 ※ 待機期間中も格付申請は必要ですが、結果通知は行っておりません。
新規格付等級	新たに格付を行う場合は、最下位の等級とします。
昇格先等級・ 降格先等級	昇格・降格は、1等級以内で行います。(参加停止、特定建設業許可・監理技術者数不充足による降格時を除く。)
昇格要件	前年度の在籍等級及びそれより上位の等級を対象とした京都市(市役所・住宅供給公社)発注工事の前年度10月末までの6年7か月間の受注実績がない場合は、昇格しません。 ※ 例えば、令和5年度にB等級だった場合は、平成29年4月～令和5年10月においてA等級及びB等級を対象とした工事を落札・契約していなければ、令和6年度は昇格しません。 ※ 随意契約、単価契約を除きます。 ※ 工事に類する業務委託を含みます。 ※ 格付種目と同じ名称の種目の工事が対象です。
昇格なし	新年度を通して参加停止が継続する場合等、昇格の必要・効果が少ないと認められる場合は、昇格しません。
格付なし	要件を満たす申請書類が提出されなかった場合は、格付を行わず、入札参加停止措置を行います。

4 予定価格と等級の関係

	等級	予定価格（税込）の範囲	
土木工事	A	180百万円以上	
	B	90百万円以上	180百万円未満
	C	60百万円以上	90百万円未満
	D	40百万円以上	60百万円未満
	E	20百万円以上	40百万円未満
	F	10百万円以上	20百万円未満
	G		10百万円未満
建築工事	A	350百万円以上	
	B	100百万円以上	350百万円未満
	C	50百万円以上	100百万円未満
	D	20百万円以上	50百万円未満
	E	10百万円以上	20百万円未満
	F		10百万円未満
電気工事	A	100百万円以上	
	B	30百万円以上	100百万円未満
	C	10百万円以上	30百万円未満
	D		10百万円未満
管工事	A	80百万円以上	
	B	30百万円以上	80百万円未満
	C	8百万円以上	30百万円未満
	D		8百万円未満
舗装工事	A	60百万円以上	
	B	30百万円以上	60百万円未満
	C	10百万円以上	30百万円未満
	D		10百万円未満
造園工事	A	30百万円以上	
	B	15百万円以上	30百万円未満
	C	5百万円以上	15百万円未満
	D		5百万円未満
解体工事	A	10百万円以上	
	B		10百万円未満

※ 等級ではなく、総合評定値、同種工事の施工実績等を入札参加要件とすることがあります。

令和7年度格付（7年4月～8年3月）から、等級格付制度の改正を行います。
 詳しくは、[京都市入札情報館の「お知らせ」のページ](#)を御覧ください。